

公益財団法人那須野が原文化振興財団における公益目的事業寄附金制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人那須野が原文化振興財団（以下「財団」という）への寄附金の受入手続、管理の方法等を定めることにより、寄附金の適正な運用を図ることを目的とする。

(寄附金の管理運用)

第2条 この要綱に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）は、公益財団法人那須野が原文化振興財団定款（以下「定款」という。）第4条第1項第2号に掲げる事業の実施に必要な財源に充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、寄附者がその他の事業を希望する場合は、定款第4条第1項各号（第2号を除く）に規定する事業の財源に充てるものとする。

(寄附金の受入等)

第3条 この要綱に基づく寄附の受入は隨時行うものとする。

2 寄附の申出をする者は、特定寄附金に係る寄附申込書（別記様式）を提出するものとする。

3 寄附金は、個人は一口5,000円、法人及び団体は一口10,000円から受入れるものとする。

4 理事長は、寄附金の受領を確認した場合は、遅滞なく、礼状及び領収書を発行するものとする。

(寄附の拒否)

第4条 理事長は、寄附が次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に規定するもの以外の個人若しくは団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税を不法に免れる結果となる場合

(3) 寄附金の受入に起因して、財団が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、関係法令その他財団の業務の遂行上支障があると認められる場合又は公序良俗に反するものと認められる場合

2 理事長は、前項の規定による取扱をした場合は、その決定の理由及び経過を記録しなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第5条 寄附金の適正な管理を図るため、公益目的事業寄附金台帳を整備するものとする。

(報告)

第6条 財団は、この寄附金に関する收支及び事業実施内容その他の状況を年1回寄附者

に報告しなければならない。ただし、ホームページによる公表をもってこれに代えることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公益目的事業寄附金制度の運用に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

別記様式

特定寄附金に係る寄附申込書

公益財団法人那須野が原文化振興財団

理事長 様

金額 金_____円

上記の金額の寄附を申込みます。なお、使途については

1. 定款第4条第1項第2号に掲げる事業

2. その他の公益事業 ()

を希望します。(1または2のいずれかに○をつけてください。2の場合は具体的な使途を記入してください。)

令和 年 月 日

(ふりがな)

氏 名 (法人の場合は、代表者の役職・御芳名を御記入ください。)

団体名 (個人様の場合は、御記入は不要です。)

住所

〒

寄附の方法 現金 振込 (いずれかに○をつけてください)

以下お振込の方のみ記入をお願いします。

お振込予定日 令和 年 月 日

お振込先 足利銀行大田原支店 普通預金 No.2838329

※ホームページによる御芳名公開について

当財団では、御寄附いただいた方の御芳名(法人等については、団体名)のみを事業報告書内においてホームページに掲載しております。掲載を希望しない場合は、下欄に○を付けてください。

	ホームページへの芳名掲載を希望しません。
--	----------------------